

[大規模小売店舗の新設に関する公告]

様式第 1

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		
大規模小売店舗の名称及び所在地		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所		
大規模小売店舗の新設をする日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の収容台数	
	駐輪場の収容台数	
	荷さばき施設の面積	
	廃棄物等の保管施設の容量	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	
	駐車場の自動車の出入口の数	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から 4 月以内（ 年 月 日（ 曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び市 課において当該公告の日から 1 月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1 番 10 号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

〔市町に対する通知及び意見照会（届出関係）〕

様式第2

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、お知らせします。

つきましては、別添届出書及び添付書類を（同法第5条第3項、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項）の規定による公告（ 年 月 日付け香川県ホームページ掲載予定）の日から4月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

また、当該届出の内容について、同法第8条第1項の規定に基づき、貴職の意見を聴取しますので、別紙様式による意見書を 年 月 日までに香川県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。意見がない場合もその旨を記載して提出して下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称

- 2 添付書類
届出書及び添付書類 各2部（うち1部は縦覧用）

(別紙様式)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 あて

市 町 長 名

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

年 月 日付け 第 号により意見照会のあった標記のことについては、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※ 本意見書については、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」）から作成するものとし、必ず理由を付して意見を述べてください。

〔商工団体に対する通知及び意見照会（届出関係）〕

様式第3

第 号
年 月 日

商工会議所会頭（商工会会長） あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき、別添のとおり届出があったのでお知らせします。

なお、（同法第5条第3項、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項）の規定による公告を 年 月 日に行うこととしておりますので（同日付け香川県ホームページ掲載予定）、当該届出の内容に関して、同法第8条第2項の規定に基づく意見がある場合には、別紙様式による意見書を 年 月 日までに香川県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。

記

大規模小売店舗の名称

(別紙様式)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 あて

商工会議所会頭（商工会会長）名

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

このことについて、下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※ 本意見書については、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」）から作成するものとし、必ず理由を付して意見を述べてください。

[庁内連絡会議に対する通知及び審査依頼]

様式第4

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく（届出、通知）について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項、附則第5条第1項）の規定に基づき、別添のとおり（届出、通知）があったのでお知らせします。

つきましては、届出事項に関する審査についてよろしく申し上げます。

なお、届出内容及び届出書類等について、届出者に対する質問事項及び審査上検討を要する事項等がある場合には、別紙様式により、 年 月 日（ ）までに提出してください。質問事項等がない場合にもその旨連絡願います。

記

大規模小売店舗の名称

(別紙様式)

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、
第9条第4項、附則第5条第1項）（届出、通知）に係る質問事項等について（回答）

店 舗 名	
-------	--

課 名（グループ名）	
------------	--

担当者職氏名（ダイヤル番号等）	()
-----------------	-----

質問事項、留意事項、問題点など
(指針又は届出書類の内の該当箇所を付記して下さい。)

1 届出者に対する質問事項、訂正等指示事項

2 届出者に留意を求める事項

3 問題点（審査上検討を要する事項等）

[大規模小売店舗の変更（法第6条第1項）に関する公告]

様式第5

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所		
大規模小売店舗の 名称及び所在地		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（ 年 月 日（曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び市 課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

〔商工団体、庁内連絡会議に対する通知（変更・廃止・承継）〕

様式第6

第 号
年 月 日

商工会議所会頭（商工会会長） あて
大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく（届出、通知）について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第1項、第6条第5項、第8条第7項、第9条第4項、第11条第3項）の規定に基づき、別添のとおり（届出、通知）があったのでお知らせします。

〔大規模小売店舗の変更（法第6条第2項）に関する公告〕

様式第7

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		
大規模小売店舗の名称及び所在地		
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（ 年 月 日（曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び市 課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

[大規模小売店舗の廃止に関する公告]

様式第8

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		
大規模小売店舗の名称及び所在地		
大規模小売店舗内の面積の合計	廃止前	
	廃止後	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m ² 以下となる日		

2 届出年月日

年 月 日

[市町に対する通知（廃止・承継）]

様式第9

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第5項、第11条第3項）の規定に基づき、別添のとおり届出があったのでお知らせします。

[大規模小売店舗の変更（法附則第5条第1項）に関する公告]

様式第10

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所			
大規模小売店舗の名称及び所在地			
変更しようとする事項	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更理由			

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（ 年 月 日（曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び市 課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

[法第6条第4項ただし書の適用申出書]

様式第11

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用について

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年
月 日付けをもって届出をした下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記
2の理由により同法第6条第4項ただし書の適用を受けることを申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）

- 2 理 由

〔庁内連絡会議に対する意見照会（法第6条第4項ただし書、第7条第4項）〕
様式第12

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

経営支援課長

大規模小売店舗立地法（第6条第4項ただし書、第7条第4項）
の適用について（意見照会）

下記の大規模小売店舗に係る変更の届出に関し、別添のとおり申出書が提出されたので、適用の適否について、別紙様式により 年 月 日までに御回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 届出の内容
年 月 日付け大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）届出
（※変更事項： ）

別紙様式

大規模小売店舗立地法（第6条第4項ただし書、第7条第4項）の適用について
（意見照会）

店 舗 名	
-------	--

課 名（グループ名）	
------------	--

担当者職氏名（ダイヤル番号等）	()
-----------------	-----

意 見

1 問題点なし

2 問題点あり（下記のとおり）

[法第6条第4項ただし書の適用通知（届出者）]

様式第13

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の適用について（通知）

下記の大規模小売店舗に関する大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく届出（ 年 月 日付け）に係る事項については、同法第6条第4項ただし書の適用を（認める・認めない）こととしたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 理 由

[法第6条第4項ただし書の適用通知（市町等）]

様式第14

第 号
年 月 日

市 町 長 あて
商工会議所会頭（商工会会長） あて
大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの適用について（通知）

下記の大規模小売店舗に関する大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく届出（ 年 月 日付け）については、同法第6条第4項ただし書の適用を（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に対し通知しましたのでお知らせします。

[認めた場合（※市町長あて・商工団体あての通知にのみ記載する）]

なお、これにより、同法第7条第1項に規定する説明会は開催されず、また、同法第8条第4項に規定する県の意見は述べられないこととなります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理 由

[説明会実施予定報告]

様式第15

平成 年 月 日

香川県 商工労働部 経営支援課長 殿

(店舗設置者)
住所
名称
代表者氏名

説明会実施予定報告書

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会について、下記のとおり開催する予定ですので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

- 2 開催日時

- 3 開催場所(会場名・所在地)

- 4 周知範囲及び周知方法

※折込新聞紙名、折込数、周知率(世帯数に対する配布率)、周知日について記載してください。

※周知範囲、周知率(世帯数に対する配布率)の算出根拠を示す資料を添付してください。

- 5 地元市町との協議状況

- 6 その他

※地元自治会長への個別周知等について記載してください。

※説明会で使用する予定の資料を添付してください。

※広報物(チラシ等)を添付してください。

[説明会の終了報告]

様式第16

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による下記店舗にかかる説明会の実施状況について、別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

(別 紙)

説明会実施状況報告書

- 1 実施日時
- 2 実施場所
- 3 開催についての周知方法・期間
- 4 出席者
 - (1) 開催者（職名・氏名等）
 - (2) 参加者
総人数 名（参加者名簿の写しを添付のこと）
- 5 説明会の概要
- 6 質疑・応答の内容
- 7 その他

※説明会の配布資料、説明会の実施状況を示す写真を添付してください。

※本報告書を地元市町に参考資料として送付しておいてください。

〔法施行規則第11条第2項の適用申出書〕

様式第17

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年
月 日付けをもって届出をした下記1の大規模小売店舗に係る届出について、下記
2の理由により同法施行規則第11条第2項の適用を受けることを申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理 由

[庁内連絡会議に対する意見照会（法施行規則第11条第2項）]

様式第18

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

経営支援課長

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の適用について（意見照会）

下記の大規模小売店舗に係る変更の届出に関し、別紙の申出書が提出されたので、貴職の御意見について、別紙様式により 年 月 日までに御回答くださるようお願いいたします。

記

1 大規模小売店舗の名称

2 届出の内容

年 月 日付け大規模小売店舗立地法（第6条2項、附則第5条第1項）届出

（※変更事項： ）

[法施行規則第11条第2項の適用通知（説明会開催者）]

様式第19

第 号
年 月 日

説明会開催者 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について（通知）

下記の大規模小売店舗に関する大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく届出（ 年 月 日付け）に係る同法施行規則第11条第2項の適用を（認める・認めない）こととしたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理 由

〔法施行規則第11条第2項の適用通知（市町等）〕

様式第20

第 号
年 月 日

市 町 長 あて
商工会議所会頭（商工会会長） あて
大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく届出（
年 月 日付け）については、同法施行規則第11条第2項の適用を（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に対し通知したのでお知らせします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〔説明会に代わる掲示の予定報告（法施行規則第11条第2項）〕

様式第21

年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

届出事項に係る掲示等について

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による説明会に代わる掲示等を下記のとおり計画したので、報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 掲示
 - (1) 掲示位置
 - (2) 掲示内容
 - (3) 掲示期間
 - (4) その他
- 3 公告
 - (1) 公告方法
 - (2) 公告内容
 - (3) 公告範囲
 - (4) 掲示に関する公告の周知範囲及び周知方法

※折込新聞紙名、折込数、周知率（世帯数に対する配布率）、周知日について記載してください。

※周知範囲、周知率（世帯数に対する配布率）の算出根拠を示す資料を添付してください。

〔説明会に代わる掲示の終了報告（法第7条第2項）〕

様式第22

年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

説明会に代わる掲示の終了報告

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による掲示に関して、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 掲示に関する公告の周知範囲及び周知方法
- 3 掲示期間

※掲示の状況を示す写真を添付してください。

[法第7条第4項の適用申出書]

様式第23

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用について

大規模小売店舗立地法（法第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年 月 日付けの大規模小売店舗に係る届出について、同法第7条第4項の適用を受けることを申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会が開催することのできない理由
 - 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
 - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

※2について、該当項目の□にレを付けてください。

※説明会の配付資料を添付してください。

〔法第7条第4項の適用通知（説明会開催者）〕

様式第24

第 号
年 月 日

説明会開催者 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく 年 月 日付けの届出については、同法第7条第4項の適用を（認める・認めない）こととしたので通知します。

〔認める場合〕

なお、説明会に代わる届出等の内容の周知については、同法施行規則第13条第2項の規定により行ってください。

〔認めない場合〕

については、同法第7条第1項の規定による通常の説明会を開催してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 理 由

〔説明会の特例（法第7条第4項の適用通知（市町等））〕

様式第25

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

商工会議所会頭（商工会会長） あて

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法第7条第4項の適用について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づく届出（ 年 月 日付け）については、同法第7条第4項の適用を（認める・認めない）こととし、別添写しのとおり届出者に対し通知したのでお知らせします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

[説明会に代わる周知の実施状況報告書]

様式第26

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

説明会に代わる周知の実施状況報告書

大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定により、説明会に代わる周知を行いましたので、次のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 周知方法
- 3 周知期間
- 4 周知場所
- 5 周知の内容

〔大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第1項、第2項）に関する公告〕
様式第27

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 意見の対象となった届出に係る公告

年 月 日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設に関する（変更の）届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

3 法第8条第1項の規定により 市（町）から聴取した意見の概要

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

（1） 意見書を提出した者

（2） 意見の概要

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び〇〇市〇〇部〇〇課
縦覧期間	年 月 日（曜日）から同年（翌年） 月 日 （曜日）まで

※ 3又は4の意見がない場合には、公告を行わない。

〔市町に対する通知（市町等の意見書（意見が出された場合））〕

様式第28

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく地元市町等の意見について（依頼）

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項、第2項、附則第5条第1項）の届出（ 年 月 日付け）に関しては、同法第8条第1項（及び第2項）の規定に基づき別添のとおり意見書の提出があったところですが、
については、当該意見書の写しを同法第8条第3項の規定による公告（ 年 月 日香川県ホームページ掲載予定）の日から1月間（ 年 月 日（ ）まで）、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

〔法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出がなかった場合〕

（なお、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかったことを申し添えます。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

[市町に対する通知（市町等の意見書（意見が出されなかった場合））]

様式第29

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく地元市町等の意見について（通知）

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第1項又は第2項、附則第5条第1項）の届出（ 年 月 日付け）に関しては、同法第8条第1項の規定に基づき貴職より 年 月 日付け 第 号で意見書（意見なし）の提出があったところですが、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出については、無かったのでお知らせします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〔届出者に対する通知（市町等の意見書）〕

様式第30

第 号
年 月 日

届出者 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく地元市町等の意見について（通知）

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の届出（ 年 月 日付け）に関して、同法第8条第1項（及び第2項）の規定に基づき、別添写しのとおり意見書の提出がありましたので、お知らせします。

〔法第8条第1項の規定に基づく意見又は留意事項があった場合〕

（つきましては、届出者としての対応策を別紙様式に記載し、 年 月 日までに香川県商工労働部経営支援課へ提出してください。）

〔法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出がなかった場合〕

（なお、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかったことを申し添えます。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<大規模小売店舗立地法に基づく市町等の意見に対する対応の考え方について>

届出者名： _____

店舗名： _____

届出年月日： _____

根拠条項： _____

No.	送付日	回答日	意見等	届出者の対応策など	関係機関等名

※「関係機関等名」欄には、意見書の提出者名（市町名等）を記載

※できるだけ具体的な対応内容を示した上で、対応策を記載すること。

※提出部数：8部

〔庁内連絡会議に対する通知（市町等の意見書）〕

様式第31

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく地元市町等の意見について（通知）

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の届出（ 年 月 日付け）に関して、同法第8条第1項（及び第2項）の規定に基づき、別添写しのとおり意見書の提出がありましたので、お知らせします。

〔法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出がなかった場合〕

（なお、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかったことを申し添えます。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

[配慮事項に係る対応方針]

様式第32

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香川県商工労働部経営支援課長

(大規模小売店舗の名称)における配慮事項に係る対応方針について

年 月 日に開催した香川県大規模小売店舗立地審査会における意見を踏まえ、下記事項について検討し、別紙様式により対応方針を速やかに提示いただきますようお願いいたします。

記

(意 見)

(別紙様式)

番 号
年 月 日

香川県商工労働部経営支援課長 あて

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
住所

(大規模小売店舗の名称) における配慮事項に係る対応方針について

年 月 日に開催した香川県大規模小売店舗立地審査会における意見を踏まえ、
別紙のとおり対応方針を提示します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

(別紙)

<大規模小売店舗立地法に基づく審査会からの意見等に対する対応の考え方について>

届出者名： _____

店舗名： _____

届出年月日： _____

根拠条項： _____

No.	送付日	回答日	審査会からの意見等	届出者の対応策など	関係機関等名
					香川県大規模 小売店舗立地 審査会

※できるだけ具体的な対応内容を示した上で、対応策を記載すること。

※提出部数：8部

[県の意見の届出者に対する通知（意見を有する場合）]

様式第33

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香 川 県 知 事 印

大規模小売店舗立地法の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年 月 日付けをもってなされた下記の大規模小売店舗に係る届出については、同法第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

[留意事項がある場合]

（なお、店舗運営に当たって留意すべき事項を、下記のとおり付記します。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見及びその理由
- (3 留意事項)

〔県の意見の届出者に対する通知（意見を有しない場合）〕

様式第34

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年 月 日付けをもってなされた下記の大規模小売店舗に係る届出については、意見がありませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

〔留意事項がある場合〕

（なお、店舗運営に当たって留意すべき事項を、下記のとおり付記します。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（2 留意事項）

[大規模小売店舗の届出に関する意見（法第8条第4項）に関する公告]

様式第35

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第8条第6項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 届出年月日
- 4 意見の概要
- 5 意見を述べた日
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

[県の意見の市町に対する通知]

様式第36

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年 月 日付けをもってなされた下記の大規模小売店舗に係る届出については、同法第8条第4項の規定に基づき、別添写しのとおり通知したので、お知らせします。

[意見を述べた場合]

については、別添写しを同法第8条第6項の規定による公告（ 年 月 日付け香川県ホームページ登載予定）の日から1月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

[県の意見の商工団体・庁内連絡会議構成員に対する通知]

様式第37

第 号
年 月 日

商工会議所会頭（商工会会長） あて
大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定に基づき 年 月 日付けをもってなされた下記の大規模小売店舗に係る届出事項については、同法第8条第4項の規定に基づき、別添写しのとおり通知したので、お知らせします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

[県の意見に対する添付書類のみの変更通知]

様式第38

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

年 月 日

添付書類等変更通知

香川県知事 あて

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定により、
年 月 日付けをもって届出し、同法第8条第4項の規定により
年 月 日付け 第 号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る
届出については、下記3の理由により、添付書類を変更するので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名称)
(所在地)
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

[法第8条第7項に関する変更しない旨の通知]

様式第39

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく届出事項の変更について（通知）

大規模小売店舗立地法（第5条第1項、第6条第2項、附則第5条第1項）の規定により、
年 月 日付けをもって届出し、同法第8条第4項の規定により
年 月 日付け 第 号で意見が述べられた下記1の大規模小売店舗に係る
届出については、下記2の理由により、届出事項を変更しませんので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

2 理 由

[大規模小売店舗の変更（法第8条第7項）に関する公告]

様式第40

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による変更の届出があったので、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称 及び住所		
大規模小売店舗の名称 及び所在地		
変更しようとする 事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

[法第8条第7項の届出に関する市町に対する通知及び意見照会]

様式第41

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、お知らせします。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定による公告（ 年 月 日香川県ホームページ掲載予定）の日から4月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いします。

また、当該届出について、同法第9条第1項の規定に基づき、貴職の意見を聴取しますので、別紙様式による意見書を 年 月 日までに香川県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。意見がない場合もその旨を記載して提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 添付書類
届出書及び添付書類 各2部（うち1部は縦覧用）

(別紙様式)

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 あて

市 町 長 名

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

年 月 日付け第 号により意見照会のあった標記のことについては、
下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※ 本意見書については、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」）から作成するものとし、必ず理由を付して意見を述べてください。

[添付書類のみの変更に関する市町に対する通知]

様式第42

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

香川県大規模小売店舗立地法関係事務処理要領11(1)アの規定に基づき、別添のとおり通知があったのでお知らせします。

つきましては、別添添付書類等を本日から4月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 添付書類
添付書類 各2部（うち1部は縦覧用）

〔法第8条第7項の通知に関する市町に対する通知及び意見照会（変更しない場合）〕
様式第43

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づき、別添のとおり届出事項を変更しない旨の通知があったのでお知らせします。

つきましては、別添通知書を本日から4月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

また、当該届出の内容について、同法第9条第1項の規定に基づき、貴職の意見を聴取しますので、別紙様式による意見書を 年 月 日までに香川県商工労働部経営支援課へ1部提出してください。意見がない場合もその旨を記載して提出して下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 添付書類
通知書 2部（うち1部は縦覧用）

(別紙様式)

番 号
年 月 日

香 川 県 知 事 あて

市 町 長 名

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（意見書）

年 月 日付け第 号により意見照会のあった標記のことについては、
下記のとおり意見書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 意見の内容

※ 本意見書については、当該届出にかかる大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」）から作成するものとし、必ず理由を付して意見を述べてください。

[県の勧告に関する審査会答申]

様式第44

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 あて

香川県大規模小売店舗立地審査会長

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（意見）

年 月 日付け公告に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を
申し述べます。

記

1 事 案

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 届出者の氏名又は名称
- (3) 意見を聴かれた事項

2 意 見

[届出者に対する勧告通知]

様式第45

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香 川 県 知 事 印

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定による届出（通知）については、本県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出（通知）に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第9条第1項の規定により下記のとおり勧告する。

なお、勧告に従う場合は、 年 月 日までに同法第9条第4項の規定に基づく変更届出書を香川県商工労働部経営支援課に提出すること。

また、正当な理由なく、この勧告に従わなかったときは、同法第9条第7項の規定により、その旨を公表することがある。

[留意事項がある場合]

(なお、店舗運営に当たって留意すべき事項を、下記のとおり付記する。)

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

2 勧告の内容

3 勧告の理由

(4 留意事項)

[届出者に対する不勧告通知]

様式第46

第 号
年 月 日

届 出 者 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく勧告について

大規模小売店舗立地法に基づき提出のあった下記の大規模小売店舗に係る届出については、同法第9条第1項の規定による勧告を行いませんので、通知します。

[留意事項がある場合]

(なお、店舗運営に当たって留意すべき事項を、下記のとおり付記する。)

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称)

(所在地)

(2 留意事項)

[勧告に関する公告]

様式第47

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により勧告を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 意見の対象となった届出に係る公告

年 月 日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設に関する（変更の）届出）

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

3 勧告の内容

[市町に対する変更勧告の通知]

様式第48

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法の規定に基づき提出のあった下記の大規模小売店舗に係る届出については、同法第9条第1項の規定に（基づき、別添のとおり勧告しましたので、同法第9条第3項の規定に基づき通知します。・基づく勧告はしないこととし、別添写しのとおり通知しましたので、お知らせします。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

※ 届出者への通知（様式第41又は様式第42）の写しを添付する。

[商工団体・庁内連絡会議に対する変更勧告の通知]

様式第49

第 号
年 月 日

商工会議所会頭（商工会会長） あて
大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

香川県商工労働部経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく県の勧告について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づき、下記の届出等に対し、（別添のとおり勧告しましたので通知します。・勧告しないこととしましたので、お知らせします。）

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）

※ 届出者への通知（様式第41又は様式第42）の写しを添付する。

〔大規模小売店舗の変更（法第9条第4項）に関する公告〕

様式第50

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第9条第4項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第9条第5項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

香川県知事

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		
大規模小売店舗の名称及び所在地		
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		

2 届出年月日

年 月 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	
縦覧期間	

[法第9条第4項の届出に関する市町に対する通知]

様式第51

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定に基づき、別添のとおり届出がありました。

つきましては、別添届出書及び添付書類を同法第9条第5項において準用する同法第5条第3項の規定による公告（ 年 月 日香川県ホームページ掲載予定）の日から4月間、貴庁舎内において縦覧に供していただきますようお願いいたします。

[法第9条第7項の規定に基づく公表]

様式第52

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に基づく大規模小売店舗設置者の
公表について

下記1の大規模小売店舗設置者は、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づく
変更勧告に対し、正当な理由がなく従わなかったため、同法第9条第7項の規定に基づき、
その旨を公表します。

記

- 1 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 2 届出内容等
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(名 称)
(所在地)

 - (2) 届出の概要

- 3 勧告の内容

- 4 これまでの経過

[法第9条第7項の公表に関する市町に対する通知]

様式第53

第 号
年 月 日

市 町 長 あて

香 川 県 知 事

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（名 称）

（所在地）

2 届 出

年 月 日届出

受理番号第 号

[法第9条第7項の公表に関する庁内連絡会議に対する通知]

様式第54

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議 構成課 各課長 あて

経営支援課長

大規模小売店舗立地法に基づく公表について（通知）

大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定に（基づき下記の届出に対し別添のとおり公表しましたので通知します。・基づく下記の届出に関する公表はしないこととしましたので通知します。）

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（名称）

（所在地）

2 届 出

年 月 日届出

受理番号第 号

[法第14条第1項・第2項に関する報告]

様式第55

年 月 日

香 川 県 知 事 あて

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法に基づく報告について

大規模小売店舗立地法第14条（第1項、第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（名 称）
（所在地）
- 2 報告事項